

船舶事故調査報告書

平成28年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年11月16日 14時36分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市田倉 ^{たくら} 南南東方沖 田倉埼灯台から真方位150° 1,420m付近 （概位 北緯34° 15.2′ 東経135° 04.2′）
事故の概要	プレジャーボート ^{べんけい} 弁慶は、南東進中、また、プレジャーボート ^{なみ} さざ波は、錨泊中、両船が衝突した。 弁慶は、船首船底外板に擦過傷、プロペラ翼等に曲損を生じ、また、さざ波は、船体中央部の両舷外板に破口を生じた。
事故調査の経過	平成26年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 弁慶、2.6トン 252-25637和歌山、株式会社オオニシ 9.46m (Lr) × 2.44m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、180.00kW、昭和63年7月 B プレジャーボート さざ波、5トン未満 252-16475和歌山、個人所有 4.31m (Lr) × 1.49m × 0.64m、FRP ガソリン機関、14.70kW、平成2年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年7月2日 免許証交付日 平成25年6月25日 （平成30年10月7日まで有効） B 船長B 男性 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年4月26日 免許証交付日 平成26年4月7日 （平成31年4月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首船底外板に擦過傷、プロペラ翼等に曲損

	B 船体中央部の両舷外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約18℃
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、約16ノットの対地速力で手動操舵により航行中、田倉埼西方沖で和歌山市双子島に向けて舵を切り、針路を南東に定めた。</p> <p>A船は、船長Aが、変針して針路を定める際、船首方に他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、船首目標の双子島を見て操船していたところ、平成26年11月16日14時36分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船に向かって泳いできた船長Bほか1人（以下「同乗者B」という。）を引き上げ、けがの有無を確認し、海上保安庁に本事故の通報を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、和歌山市土入川小型船舶等係留施設から出航し、09時40分ごろ田倉埼南南東方沖で機関を止め、船首を北北東方に向けて錨泊を始めた。</p> <p>B船は、船長Bが左舷船尾部で、同乗者Bが左舷中央部で釣りをしていたところ、田倉埼付近から視認していたA船が、14時33分ごろB船に真っ直ぐ向かって来ていることに気付いたが、いつものようにもう少し接近すれば、沖合に向けて避けていくだろうと思って見ていると、さらに接近するので、それぞれ釣りざおを振って存在を知らせた。</p> <p>船長Bは、A船が速力を落とさず約50mまで接近したので、衝突の危険を感じて船外機を始動したものの、同乗者BにA船がB船に気付いていないおそれがあることを伝え、同乗者Bと共に海に飛び込んだ。</p> <p>B船は、A船と衝突し、後日、廃棄処分にされた。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船、写真2 A船の前方見通し状況、写真3 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>A船には、レーダーがなかった。</p> <p>B船は、水深約18mの場所に、船首から重さ約4kgの錨を投入し、錨索を約25m伸出して錨泊していたが、錨泊中であることを示す黒色の球形象物を表示していなかった。</p> <p>B船は、音響による信号を行うことができる手段として、救命胴衣の笛を備えていたが、本事故当時、船長Bは使用しなかった。</p> <p>B船は、ロープを切るナイフを備えていた。</p> <p>B船は、約1秒で船外機がかかったが、20cmばかり後進したところで衝突した。</p> <p>船長A及び同乗者は、救命胴衣を着用していたが、船長B及び同乗</p>

	者Bは、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A 船は、田倉埼西方沖において、変針して針路を南東に定める際、船長Aが、船首方に他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、船首目標の双子島を見て操船に当たり、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、田倉埼南南東方沖でB船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、双子島の東側に帰港する和歌山市雑賀崎漁港があったことから、双子島を見て操船に当たったものと考えられる。 B船は、田倉埼南南東方沖において、釣りをしながら錨泊中、A船がB船に真っ直ぐ向かって来るので、船長B及び同乗者Bが釣りざおを振って存在を知らせたが、A船がいずれ錨泊中のB船を避けてくれるものと思い、音響による信号を行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、田倉埼南南東方沖において、A船が南東進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がいずれ錨泊中のB船を避けてくれるものと思い、音響による信号を行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前路に他船がないと確認した場合でも、時間の経過とともに周囲の状況が変化していることから、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 長さ7m未満の船舶であっても、他の船舶が通常航行する水域で錨泊する場合は、錨泊中を示す法定の形象物を表示すること。 ・ 救命胴衣の笛などを常時使用できるようにし、注意を喚起するために必要な場合は、信号を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

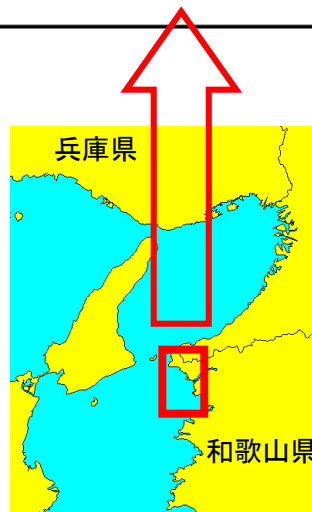


写真1 A船



写真2 A船の前方見通し状況



写真3 B船

